# 令和元年度第1回弘前市都市計画審議会

# 議事録

会議の名称	令和元年度第1回弘前市都市計画審議会	
開催年月日	令和2年2月19日(水)	
開始·終了時刻	午前10時00分 ~ 11時05分	
開催場所	市民防災館3階 防災会議室	
議長の氏名	弘前大学教育学部教授 北原 啓司	
出席者	会長 北原 啓司 委員 土井 良浩 委員 蛯名 正樹 委員 鶴ヶ谷 慶市 委員 石岡 千鶴子 委員 田中 元	委員 山本 隆史 委員 齊藤 嘉春 委員 小山 三千雄 委員 成田 繁則 委員 柳田 光祥 委員 矢野 加奈子
欠席者	委員 大橋 忠宏	委員 青山 孝浩
事務局職員の職氏名	都市整備部長 野呂 忠久 都市計画課長 中田 和人 都市計画課長補佐 中川 元伸 都市計画課計画·開発指導係長 高屋 憲幸 都市計画課計画·開発指導係主幹 工藤 善仁 都市計画課計画·開発指導係主事 神 華子	
会議の議題	<ol> <li>1 開 会</li> <li>2 委嘱状交付</li> <li>3 組織会</li> <li>4 概要説明         <ul> <li>「都市計画制度」「弘前市都市計画審議会」の概要について</li> <li>今後の都市計画関連の予定について</li> </ul> </li> <li>5 閉 会</li> </ol>	

# 令和元年度第1回弘前市都市計画審議会

# 会議内容

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 組織会
- 4 概要説明

## 【午前10:00 開会】

令和2年2月19日 都市計画審議会 議事録

## 【開会】

## (事務局)

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 それでは、ただ今より、令和元年度第1回弘前市都市計画審議会を開催いたします。

## 【委嘱状交付】

#### (事務局)

初めに、皆様に委嘱状の交付をさせていただきます。

なお、本日は大橋忠宏様及び青山孝浩様が欠席されております。

委員名簿とは順不同となりますが、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立の上、 櫻田市長より委嘱状をお受けくださいますようお願いいたします。

## <委嘱状交付>

#### (事務局)

それでは、櫻田市長よりご挨拶を申し上げます。

#### (櫻田市長)

弘前市都市計画審議会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃から市政各般にわたりご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、このたびは、ご多用の中、都市計画審議会委員への就任についてご快諾、並びに本 審議会へご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本年度は、旧都市計画法が施行されてから百年目という、都市計画行政における節目の年であります。都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的としておりますが、近年では人口減少や少子高齢化が加速するなどしており、都市計画もこうした

社会状況の変化に合わせてあり方を検討していく必要があります。

当市におきましても、人口減少により居住の密度が低下し、今後、医療・福祉・商業といった生活に欠かせないサービスの提供が困難となる恐れがあることから、これらの課題に対応した、持続可能なまちづくりに取り組むとともに、より一層の発展に努めてまいりたいと考えております。

また、本年4月には、弘前れんが倉庫美術館の開館も控えており、市民生活の充実や文化芸術活動の推進とともに、まちなかに人を呼び込み、賑わいを創出するための工夫が必要であるものと考えております。

このような状況から、まちづくりに関する方向性などを調査・審議する本審議会は、これまで以上に重要な役割を担うものであります。

委員の皆様には、当市の特性を最大限に活かし、市民と行政の協働のもと、弘前市総合計画において当市が目指す将来都市像であります「みんなで創り みんなをつなぐ あずましいりんご色のまち」の実現のため、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いします。

#### (事務局)

この後は、都市計画審議会の会議に入ります。 櫻田市長はここで退席させていただきます。

#### ≪市長退席≫

#### (事務局)

会議に入ります前に、弘前市都市計画審議会委員にご就任されました皆様を改めてご紹介申し上げます。

第1号委員、学識経験のある者といたしまして、弘前大学教育学部教授 北原啓司様、 弘前大学大学院地域社会研究科准教授 土井良浩様、弘前大学人文社会科学教授 大橋忠宏 様、

第2号委員、市議会の議員といたしまして、蛯名正樹様、鶴ヶ谷慶市様、石岡千鶴子様、 田中元様、

第3号委員、関係行政機関の職員といたしまして、青森県中南地域県民局地域整備部長 山本隆史様、青森県警弘前警察署長 青山孝浩様、

第4号委員、公共的団体の代表者といたしまして、弘前商工会議所副会頭 齊藤嘉春様、 弘前市町会連合会副会長 小山三千雄様、弘前市農業委員会長 成田繁則様、弘前市社会福 祉協議会会長 柳田光祥様、

第5号委員、公募による市民といたしまして、矢野加奈子様、以上でございます。 ここで、お手元の配付資料の確認をいたします。

資料は、「次第」、「委員名簿」、「席図」、「配付資料」となっております。不足がございましたら事務局までお知らせください。

## 【組織会】

#### (事務局)

それでは、組織会に入らせていただきます。

本日は、委員 14 名のうち 12 名が出席されており、弘前市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、定足数を満たしておりますので、直ちに組織会を開催いたします。

ここで、会長の選任に入ります前に、仮議長を選任していただきたいと思います。

慣例ですと、仮議長は年長者となっておりますので、小山委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

## [「異議なし」と呼ぶ声あり]

ご異議がないようですので、小山委員に仮議長をお願いいたします。

それでは、小山委員、議長席にお移りいただきまして、議事の進行をお願いいたします。

#### (小山仮議長)

皆さん、おはようございます。ただいま年長者としてご指名いただきました小山でございます。仮議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

それでは、お諮りいたします。

弘前市都市計画審議会条例第5条第1項に基づき、会長は、「学識経験のある者として任命された委員のうちから委員の選挙により定める」となっておりますが、選任の方法はいかがいたしましょうか。

[「指名推薦」と呼ぶ声あり]

指名推薦という声がございますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

それでは、指名推薦といたします。 ご指名いただける方は挙手願います。

〔土井委員が挙手〕

## (小山仮議長)

土井委員どうぞ。

#### (土井委員)

都市計画分野への認識と都市計画審議会の経験から北原先生に会長をお願いしたいと思

います。

#### (小山仮議長)

北原委員との声がございますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

異議がないようですので、北原委員を会長に決定したいと思います。 これをもちまして、私の役割を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

#### (事務局)

小山委員、仮議長のお役目、誠にありがとうございました。

それでは、弘前市都市計画審議会条例第5条第2項により、会長が会議の議長になり会務 を総理することとなっておりますので、北原会長、よろしくお願いいたします。

## 【会長就任挨拶】

## (北原会長)

今、ご指名いただきました北原です。どうぞよろしくお願いします。

学識経験者よりということで、もう一人出席している土井さんから指名されるという、かなり形式ばった話でしたが、この会はとても大事なことですが、ざっくばらんに話しながら、都市計画の話をしていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に弘前市都市計画審議会条例の第5条第3項に基づきまして、会長が会長職務代理者を指名することになっておりまして、これにつきましては私が指名させていただきます。

会長職務代理者としては、先ほど最年長ということで選ばれておりましたが、小山委員を 指名させていただき、一緒にやっていきたいと思います。みなさんよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

ご賛同いただきましたので、小山委員を会長職務代理者として指名させていただきます。 以上を持ちまして、組織会を終了し、都市計画審議会の第1回目の審議の方に入らせてい ただきます。

#### 【資料説明】

## (北原会長)

今日からスタートするということもありまして、特に審議しなければならない案件はありませんから、今日初めての方もいらっしゃるそうで、まずはこの都市計画制度、都市計画審議会の概要について事務局の方から、ご説明をよろしくお願い申し上げます。

#### (中田都市計画課長)

「都市計画制度」及び「弘前市都市計画審議会」の概要につきまして、ご説明申し上げます。

資料は、配付資料①となります。

1ページをご覧ください。

都市計画制度について、ご説明いたします。

都市計画とは、都市計画法第4条第1項に示されております「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」でございます。これらの計画を実行させていくために、市街化区域や市街化調整区域との区域を設定する区域区分、商業地域や工業専用地域といった用途地域や防火地域等を設定する地域地区などを設定いたします。

左側の図ですが、当市における各区域の面積を示しております。行政区域 52,420ha に対し、都市計画区域は、行政区域の 34.1%にあたる 17,897ha、市街化区域は、行政区域の 5.4% にあたる 2,830ha となってございます。

2ページをご覧ください。

ここでは、都市計画の種類についてご説明いたします。

都市計画の種類として、まちづくりの根幹となる、土地利用、都市施設、市街地開発事業、 地区計画がございますが、その中で、都市施設と地区計画についてご説明いたします。

都市施設は、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設で道路、公園、下水道などをいいます。

それらの都市施設を決定するとその区域内に建築規制が及ぶことになります。

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図ることを目的として、きめ細やかな土地利用に関する計画と、小規模な公共施設に関する計画を一体的に定め、地区の目標や施設、建築物の規制といった地区整備計画を定めるものでございます。

3ページをご覧ください。

ここでは、都市計画に関連する計画等についてご説明いたします。

魅力あるまちづくりを進めていくためには、都市全体を将来どのようにしていきたいかを 具体的に構想することが重要となります。

当市では、都市計画マスタープランにより、目指すべき都市の将来像とその実現に向けた 取り組みの方向性を示しております。現行の都市計画マスタープランは平成27年3月に策 定しております。

市では、「暮らしを楽しめるまち」を目指す都市の姿を設定しており、実現するために、「都市機能が集積したコンパクトなまち」、「集落拠点と市街地が公共交通で連動したまち」、「自然と共に生き、安心で快適な生活を送ることができるまち」、「歴史・文化、個性が光るまち」の4つのまちづくりに取り組むこととしております。また、目指す都市の姿が実現された都市の姿は、「コンパクトな市街地・集落地を維持し、各地域の拠点に機能を集約する移動しやすい都市構造」を将来の都市構造として目指していくこととしております。

4ページをご覧ください。

ここでは、コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能な都市づくりを行い、都市 計画マスタープランの高度化版と呼ばれる立地適正化計画についてご説明いたします。この 計画は、平成29年3月に策定しております。

コンパクトなまちづくりの方針ですが、当市における市街地の都市構造の特徴は、都市機能が集約された中心部とその周りで日常生活を支える機能を備えた生活の拠点となる郊外の地域がバランスよく配置されていることと、中心部と地域の生活拠点とが公共交通でネットワークされている都市構造がりんごの花に似ていることから、中心部が中心花、地域拠点が側花、各花を公共交通でつなぐ「りんごの花」型都市としてりんごの花をイメージした都市構造を設定してございます。

5ページをご覧ください。

ここでは、立地適正化計画において設定する区域についてご説明いたします。

当市における居住誘導区域の設定にあたり、市街化区域内で、都市機能誘導区域へアクセスしやすいエリア、並びに多様な都市機能が集積している中心地区と日常的な生活を支える都市機能が備わる地域拠点を利便性の高い公共交通でつなぐ住宅地を主体とする連坦したエリアを設定しております。

人口減少や少子高齢化が更に進む 20 年後の都市の姿を想定し、持続可能な都市を形成する人口を維持するため、市街化区域の約7割を居住誘導区域として設定しております。

都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心部や生活の拠点となる地域に集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域でございます。当市では、居住誘導区域の中に、多様な都市機能が集積している中心地区、生活を支える都市機能が備わる複数の地域拠点、高等教育機関等が立地した学園地区を都市機能誘導区域として合計 15 箇所設定しております。また、都市機能誘導区域の区域毎に、都市機能の増進に著しく寄与する施設を誘導施設として位置付け、その機能の維持・確保をしていくこととしております。当市では、誘導施設を6施設設定しております。中心地区には、百貨店・総合スーパー等の大規模商業施設や救命救急医療及び入院救急医療を担う病院、高等教育機関、高齢者が元気で暮らし続けることを支援する施設、市民の暮らしを豊かにする文化施設の誘導を行います。各地域拠点には、一定規模の生鮮食品を扱う店舗の維持または誘導を行い、全ての地域拠点において備えることを目指しております。

学園地区には、高等教育機関等が立地し学生が集うことが、地域の活性化につながり、魅力ある居住環境の形成・維持に寄与していることから、現在、学園地区及び地域拠点に立地する高等教育機関等を維持しております。

6ページをご覧ください。

ここでは、都市計画の決定手続きについてご説明いたします。

このフローは、市が定める場合の手続きとなります。都市計画を定めるときは、原案について住民の意見を反映させるために説明会や公聴会を開催します。

また、都市計画の案については、2週間の縦覧を行い、住民や利害関係者から意見書を提出することもできます。その後、都市計画の案を都市計画審議会で審議された後、決定されることになります。

7ページをご覧ください。

この都市計画審議会は、都市計画法第77条の2及び弘前市都市計画審議会条例に基づき 設置される市の附属機関でございます。

審議会では、都市計画の決定に係る審議や、市長の諮問に応じて、都市計画に関する事項 を調査審議していただくことになります。

委員は、14名、任期は2年としておりまして、皆様の任期は、令和2年2月19日から令和4年2月18日までの2年間でございます。

8ページをご覧ください。

ここでは、直近3年間の都市計画審議会の開催内容についてご説明いたします。

平成28年度は、先ほどご説明いたしました立地適正化計画(素案)について審議を行っております。また、都市計画道路3・4・20号紺屋町野田線の変更は、津軽藩ねぷた村から保健センターの区間において計画幅員の変更をしております。

平成 29 年度ですが、地区計画の変更は、風営法が改正されたことにより、風営法を引用 して建築物の規制を行っている 5 地区を変更したものでございます。

次に、都市計画下水道の変更ですが、排水区域の変更を行ったものでございます。

次に、都市計画道路3・4・6号山道町樋の口町線の変更ですが、中央弘前駅前広場の面積を変更したものでございます。

平成30年度ですが、用途地域及び特別用途地区の変更は、栄町にありますニッカウヰスキー株式会社弘前工場の敷地の用途変更を行ったものでございます。

以上で、「都市計画制度」及び「弘前市都市計画審議会」の概要についての説明を終わります。

#### (北原会長)

ただいま事務局から「都市計画制度」及び「弘前市都市計画審議会」について、駆け足で 説明していただきましたが、ここまでで何か質疑等ございませんでしょうか。

ないようですので、続きまして、我々がこれからどんな話し合いをしていくのか、今後の 都市計画関連の予定について事務局からお願いします。

#### (中田都市計画課長)

続きまして、今後の都市計画関連の予定についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

青森県が見直しを行う、弘前広域都市計画区域マスタープランについてご説明いたします。 青森県都市計画マスタープランは、県内諸都市の発展動向や人口・産業の見直しなどを踏ま え、おおむね 20 年後の姿を展望した都市の将来像を描き、その実現に向けた都市計画の方向 性を明らかにしたもので、「青森県都市計画基本方針」、「圏域別計画」、「都市計画区域マスタ ープラン」で構成されております。今回、見直しを行う弘前広域都市計画区域マスタープラ ンは、平成 24 年 1 月に策定してから、概ね 10 年が経過したことと、新たに立地適正化計画 の運用が開始されたことから、平成 29・30 年度に実施した都市計画に関する基礎調査等に基 づき、見直しを行うものでございます。県では、現状の市街化区域の維持、市町村が策定している都市計画マスタープランや立地適正化計画との整合性を図ることを見直しの方針としております。

なお、見直し時期としましては令和2年度末を予定していると県から聞いております。 10ページをご覧ください。

ここでは、弘前市都市計画マスタープランの部分改定についてご説明いたします。

都市計画マスタープランは、20 年後の将来像を描いているもので、長期間に及ぶことから概ね5年毎に定期的に見直しを図ることにしております。今回、部分改定する内容としましては、市総合計画、立地適正化計画、県都市計画区域マスタープランなど、上位計画並びに関連計画との整合性を図ることとしております。また、平成25年度から中学校区単位で実施したまち育てミーティングが終了し、地域別構想を作成しましたので、内容の整理を行い、地域別構想を都市計画マスタープランに掲載いたします。今回の見直しは、都市計画マスタープランの方針は変更せず、上位計画等の策定に伴い内容を現状に合わせたものに変更を行うものであるため、部分改定として作業を進めていくものございます。なお、部分改定時期としましては、来年度以降に審議していただく予定でございます。

## 11ページをご覧ください。

ここでは、弘前市都市計画道路の見直しについてご説明いたします。当市の都市計画道路の全延長は、128.27 km、62 路線ございます。整備済は、89.12 km、40 路線ございます。整備中ですが 1.02 km、2 路線であり、現在、整備中である区間ですが、1 路線目は、県の事業で行っております都市計画道路 3・4・20 号紺屋町野田線で、津軽藩ねぶた村から八幡宮へ向かう交差点までの区間でございます。 2 路線目は、市の事業で行っております都市計画道路 3・4・6 号山道町樋の口町線で、まちなか情報センターから児島小児科交差点までの区間でございます。

未整備延長は、39.15 km、22 路線ございます。この未整備路線について、今後、都市計画 道路の見直しを検討していく予定でございます。参考までに、当市では平成22 年度に見直し を行っており、県道と市道の合計で11.29 km、12 路線を廃止しております。

12ページをご覧ください。

ここでは、区域区分の見直しについてご説明いたします。

1ページ目でご説明しましたが、当市における市街化区域面積は 2,830ha でございます。 直近では平成 24 年度にイオンタウンがある樋の口地区と青森県立弘前南高等学校北側の自 由ケ丘地区を市街化区域へ編入しております。

現在、青森県において市街化区域と市街化調整区域における区域区分の見直しを行っておりますが、県の方針としては、現状の市街化区域は維持させていきたいとのことです。市街化区域の拡大は、現状の市街化区域の人口密度など十分に整理した上で進めないと難しいとされております。県とのヒアリングでは、今後、市街化区域を新たに編入する場合は、市街化調整区域内で既に市街地が形成されている箇所が候補地として検討ができる。とのことです。

当市では、市街化調整区域で地区計画を策定している樹木・桔梗野地区と大久保地区の2

地区が考えられますが、現状の市街化区域内の人口密度や将来の人口フレーム、市街地の形成状況などを考慮し、編入が可能かを検討することになります。

来年度以降、区域区分の変更について検討を行う予定である。とのことです。 以上で、「今後の都市計画関連の予定について」を終了いたします。

#### (北原先生)

ありがとうございました。今お話がありましたように、都市計画マスタープランの見直し、 もちろんその前に県の区域マス等の打ち合わせで変わっていくという話、都市計画道路がい まどのようになっているのか、区域区分の変更がこんなふうに皆さんと議論しなければなら ないとか、そういったことを予測してお話しいただきました。

今、最後に説明のあった区域区分に関して補足しますと、イオンがある樋の口地区、この 辺りはついこの間まで、編入するまでは調整区域の地区計画でした。

今、調整区域地区計画というのはサンデーができたところにあります。

そもそも調整区域があったわけですが、市街化になるのをすごく嫌がっていたりんご農家の方々がいて、そのためにあそこの部分だけ地図を見ればわかりますが、白く抜いていました。それがこれからは合わないだろうという話もあって、宅地も多いので。ただ、いきなり調整区域から普通の市街化区域になるのはハードルが高いということから、まずは調整地区計画で住宅とかできることからOKしようという話をしたのでこうなっています。それでも変なので、中だけ白いのは変なので、たぶんきちんと市街化区域はここまで、調整区域はここまでというふうにやったら良いのではないかというのがこれからのお話だと思っています。まずは市街化区域外だったところをやっていくなら、現実的にお店がある以上やった方が良いのではないかという話から認められた、そのあたりの議論するのがこの都市計画審議会ですので、みなさん、よろしくお願いします。

他に何かありませんか。

#### (柳田委員)

会長から出たちょっとした裏話、そんなことがこの会議で言える時代になったんだなあと 感動しています。賛成の立場です。

昭和 43 年にこの都市計画法がしかれたときには「あれするな、これするな」のオンパレードで、なんぼ暗い法律という印象でした。最たるものは調整区域では農業やってなければ家を建てられないとか。それが、だいたいの市民感情としては「うちで都市計画にかかったのさ」何か道路の関係とかあるのですが。すべて都市計画というのは被害者意識であったのです。大変な目に合うという。

それが城西団地や城東団地の造成のあたりからだんだん空気が変わってきた。今日にあっては、地区計画という制度。都市計画法って、おら達に口を出せるんだ。自分の区域は自分たちでどうすればいいか考えてもいいんだ。上からだけのものではなくなってきている。私、こんな法律はない方がいいと思っていたのが、だんだん変わってきたんです。コンパクトな街づくりという発想は、すばらしい法律になってきたのではないか。

私は当初、こんな法律はない方がいいのではないかと思っていたのですが、むしろ今はこの法律を大事にして、おらほの弘前市を作っていこうではないかという気持ちへと 180 度変わっています。法律というのは生き物で、それ自体が成長するものであると思っています。

#### (北原会長)

ありがとうございました。今、おっしゃったように、かつて都市計画というのは「規制される」という意識が強くて、そんなものはいらないという話があったのですが、何年か前から都市計画は自分たちの地域の将来をちゃんとマネジメントするための法律であって、規制だけではない、やるべきものはやる。市民参加でやっていこうというふうになっています。今、柳田委員がおっしゃったように、実際動いていくとすると、理想的な話で言えば、そういう形で動いていくということがいいと思います。

今コンパクトの話もありましたが、今から8年前に世界の5大コンパクトシティに選ばれた富山の市長さんがこちらに来て、前の市長と対談をするというお手伝いをしました。

富山市長が冒頭「俺は今日、来たくなかった。弘前はずるい。弘前はコンパクトじゃないか。富山はコンパクトじゃないから、コンパクトシティといって、市電を走らせたりして頑張ってきた。弘前市はみんな自転車を乗っている。富山は自転車を乗らせたいが、代行タクシーが日本で一番多いところ。自転車に乗ってもらいたいので、貸自転車を用意したが全然使ってくれない。弘前市来たらおじいさん、おばあさんも自転車を乗っているではないか。くやしい。」と言って、途中で本当に帰ってしまったのです。歴史がある城下町がほとんどですから、そのときに当時の弘前市長が「うちはコンパクトにやっているから、おたくみたいなコンパクトシティなんて言ってない」と火に油を注いだのです。

そういう意味でも、都市計画の考え方をしっかりやっていく、僕らが議論していく話ができる。最初におっしゃったように規制のための話ではなくて、一緒に考えていろんなスタートをみていくような、「審議」というとご意見番みたいになってしまいますが、そうではなくて、みんなで一緒に議論しようというのが、この会議だと思いますので、いまおっしゃったことを頭に入れながら、ここでの議論を進めたいと思いますので、どうぞご協力よろしくお願いします。

ほかにご意見ございますか。よろしいですかね。

最近では立地適正化計画ということでは、昔なかった計画がどんどんでてきましたが、弘 前はすべてそれらに乗っかってきました。ただ、今、新しく国が動こうとしているのは、お そらく情報提供の話、それを含めて弘前どうなのかという話がありますので、次のページの 話題提供をお願いします。

## (中田都市計画課長)

13ページをご覧ください。国土交通省が「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりに取り組みませんかということで、国の施策に伴いまして、地方自治体の声を聞きながら、ウォーカブル推進都市を募集いたしました。昨年の12月13日現在で、202の自治体が参画しており、その中に弘前市も手を挙げました。

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」この目的は車社会からの脱却であり、車社会から ひと中心のパブリック空間を作りましょうということです。その空間を作ることによって、 人の賑わい空間を作り、まちなかに多様な人を集めるだとか、まちなかの活性化等を行いま す。

今回の施策に関しては、これまで国交省といいますとハードものをつくるというイメージがあるかと思いますが、基本的に国、自治体だけが行うのではなく、民間と共同して、今あるものを規制緩和して、民間にももっと活用してもらおうということです。また、民間が建物を改装する時に固定資産税を軽減しましょうだとか、人の賑わい空間をつくるために芝生広場が一番じゃないかということで創出をしましょうとか、いろいろ打ち上げておりまして、あまり型にはまっていない整備となっています。

当市としましては、特段これを使って整備するという個別事業というのは定めておりません。と言いますのも、弘前市の場合は弘前駅から上土手、中土手、下土手までセットバックをしておりまして、歩行者が歩ける空間を作っております。中土手はセットバックしておりませんけれども。店の前を通れば雨の日でも濡れないで歩ける空間となっています。

これはそもそも北原先生が弘前にいらっしゃって、弘前市と一緒になって地区計画を進めるうえで、昔からある深い雪が降っても店の軒先だけは歩ける空間があったのですが、それと同じように弘前も続けていこうと、20年以上かけて地区計画をすすめていますが、その中で、駅前のプロムナードから土手町商店街までそのような空間ができております。

弘前市では、駅からお城まで歩いてもらおうという施策も展開しております。それを踏ま えまして、このウォーカブルの施策について、さらに市で整備が必要というものがあって、 ウォーカブルに乗っかるものがあれば、それは活用していきたいと思います。

#### (北原会長)

ありがとうございました。

(ウォーカブル推進都市)一覧に弘前市がなかったらどうしようかと思いましたが、ありましたね。それから、この前、ちょっとした会議の時に、秋田県と山形県の人が自分のところは1つもないということを言っていました。青森県は多い方でまだいい方です。

これは、「推進都市」でやると宣言しているだけなので、国交省で新しい推進制度を出すと言っていましたので、来年度以降、新しい制度がでたら弘前市もしっかりと作っていただきたいと思います。また、歩くまちづくりを考えていかなければならないでしょうから、是非よろしくお願いします。今の情報について、ご意見・ご質問はありませんか。

今日お話がなかったのですが、公共交通網に対しての計画は作られてるんですよね。ですから、今、公共交通と歩きというのがメインとなってますから、これから作成ではなく、もう作っているのですから、ウォーカブルということで英語でなくて「歩けるまちづくり」でいいと思うんですけども、こういったものを弘前でやっていこうという説明でした。

国の政策にすぐに反応するかたちでやっていくということと弘前の固有の資産をしっかり守っていく、弘前の都市計画をやっていくということに対して、みなさんで議論していくというのがこの都市計画審議会だということをお分かりいただくというのが今日の一番の

目的ですので、そのことをご確認いただいたうえで、もし何かこういうのができたらいいな とか、こんなことできないか等のお気づきの点があればお知らせ頂ければと思いますが、い かがでしょうか。

#### (柳田委員)

大変良いことだと思います。

これまで規制一辺倒でやってきた体制が身体に染み付いておりますので、例えば良い子が 集まる楽しいまちを作ろうじゃないか、というと、良い子の反対の概念のものをなくせば、 残るのは良い子ではないか、というような「第何条、この街に良い子でないものは住めない ものとする。」みたいな変なものであった。

これからはこういう制度というのは、昔の色に染まり切った人ばかりではなく、若いまっ 白な人たちが新しい創造でたくましく元気よくやっていただきたいと思います。

#### (北原会長)

ありがとうございました。平成 16 年に景観法ができたとき、日本で初めて規制の法律ではなくて、創造のための法律だと。いまおっしゃったように、これじゃない人がダメという話ではなく、こういうのいいよね、という話ができないかというのを都市計画で初めてできると話題になりました。

当然、景観法では弘前市ですぐ手を挙げましたので動いているかと思います。おっしゃるように否定の否定ではなく、ポジティブな話ができないかというのを今日の一つの議論の中にとどめておきたいと思います。ありがとうございました。

#### (石岡委員)

前市長も歩いていろいろ生活するというので、土手町を解放したという政策を以前しています。荷物を持ちながら歩くということが、そのときちょっと不評だったのか、商店街の店主さんたちもお客さんが少ないということもあり、それがなかなか進展しなかったという状況もあるのですが、高齢化のなかで、歩くということがいいことはいいと思うのですが、果たして合っているのかな、というのが不安でして、これから高齢化になって、免許を返納して、車を持ってない人たちがどうやって移動の手段を使おうかとしたときに、公共交通機関がすごく大事になってくるのですが、それはさて置いて、「歩く」「歩きながら」というのは高齢者に合うのかな、というのが常に頭にあります。

#### (北原会長)

部長どうですか。

#### (野呂都市整備部長)

今、お話が出ました公共交通、こちらの計画もあります。

居住誘導区域と都市機能誘導区域を効率よく結ぶというということもあるのですが、これ

から先、市街地に住んでいる高齢者の方が、どうすれば外出しやすいような環境をつくっていくかとか、その拠点拠点をいかに公共交通等で結んでいけるか、バスが無理であればタクシーとか小回りがきくものを活用しながら移動を助けていけないか、次の段階の検討も必要なのかなと思っています。

ぜひとも高齢者の方には歩いていただきたい。以前から健康づくりという視点でも高齢者に歩いていただきたい。ゴルフ場とかもまさにそうなんですけれども。その一方で、地域性があって自家用車に頼らざるを得ないという環境であるということには間違いはないんですけれども、免許返納とか核家族化で運転して外出するのが難しいということで、きめ細やかな環境づくりに入っていなければならないのかなと。都市整備部に来てまだ1年で、気の利いた話はできないのですが、1年間のなかでも世の中が変わっていっているという認識は持っておりました。

先ほどのウォーカブルの話ではないのですが、弘前駅から公園まで、そこから禅林街までの動線であったり、駅前松森町から偕行社に向けてであったり、向こう見るものがその拠点拠点にあって、そこに吉野町があってとか、歩いて回れる魅力的なものが弘前にはあるので、ぜひ高齢者の方にも歩いていただけるようなものにしていけたら、というのが正直なところです。

#### (北原会長)

ありがとうございました。ひとつ補足すると、公共交通というと徒歩も入るんですよ。みんな公共交通というとバスとか電車だけだと思うのですが、自転車や徒歩も含まれます。ウォーカブルというのは、歩けるまちというだけではなくて、ちゃんと公共交通を組み合わせて、高齢者の方々が寒い中歩かなくていいようにやっていくべきですし、そういう意味では、公共交通っていうのはただ単にバスが動いていればいいという話ではなく、一緒に考えなければならないものだと思います。

東北は仕方ないところがあって、僕の友人たちがよく弘前を見に来たときに、弘前駅から 鍛冶町に飲みに行くまでずっと歩くのですが、彼らは言います「こんな近いところはない」 と。東京の人に比べると僕らはすぐに車に頼ってしまいますけれども。おそらく東京の人が 一番歩くでしょうね。そういう意味から行くと、気候もありますけれども、公共交通をうま く組み合わせることが大事で、新潟県の見附市という所が、有名になったところで、歩ける まちをつくるために、健康都市を宣言して立地適正化計画をやって、SDGsという都市になっ て、これをやったおかげで高齢者の医療保険につかった金額がこの一年でどんどん減ってき て、みんなが歩けば減っていくということを実証しているまちだそうです。今年の令和2年 度の県の景観フォーラムで見附市と会津若松市が来てくれて、「景観と歩き」ってやるそうで す。そう意味からも、そういう人たちの話を聞いて健康とも関係ある話で、参考になるかと 思います。石岡委員が言ったことも確かにその通りなので、それをうまく考えていかないと、 単に国がウォーカブル対策だからと弘前が手を挙げて意味がないから、そのあたりを我々も 一緒に議論できたらと思います。

他に何かございますか。

### (土井委員)

審議会で深く議論できる内容かどうかは置いといて、お話をさせていただきますが。

先日、北原先生が音頭を取って、東北地方でさまざまなまちづくりやっている方々と高校生で弘前の土地に興味があって、自分たちで調べ物をして、どうやったら弘前がよくなるのかという提案をしてくれた中央高校の生徒が3人がいたのですが、3人のうち2人がテーマにしたのが、「土手町の活性化」でした。

土手町の活性化といえば、最近紀伊国屋書店の閉店とか向かいの青森銀行の支店に移転とかで実際閉めているんですが、中心市街地に限らないと思いますが、歩いてほしいまちが、歩いても記憶がないまちに変わりつつあるという現実があって、一方で計画側として中心市街地の活性化の計画が様々行われてきた、一方でそうなってしまっている現状があります。

もちろん自動車交通でみなさん自動車を使って移動するというところからきていると思うのですが。何が言いたいかと言いますと、これまで様々やってきた計画がどのような効果をもたらしたのかという、実際どうだったのかというのを、反省と言いますが検証みたいなものをしっかりやったうえで今後のことを考えていく、そういうステップが大切なのではないかなと思います。

## (北原会長)

ありがとうございました。これについて、部長さんどうですか。

## (野呂都市整備部長)

私も異動してきて思ったのが、都市政策に計画というのはいっぱいあるのです。都市計画 マスタープランがあって、景観計画があって、交通網もあって、3つも4つも似たようなも のが重なり合いながらトータルのものができあがっているという印象がございます。

ですから、計画の事務的な検証というのが期間を追うごとにやってはいるのですが、事務的な検証であって、実際にこのまちがどう変わったのか、人がどう動いているのか、どういうふうに生活感があったのかという、現実的なきちんとした検証を行なっていかなければいけないと実感しています。

20 年先を目指した計画なので、そこと現実とのギャップをどうやって進めていくのか、そのときに実際に住んでいる市民とどうビジョンを共有していくのかということがすごく大事だと感じています。そういう意味では様々な若い人がいろんな活動を土手町であったり、弘南鉄道を使って展開してくださっているのは非常に心強いなというのが実感でございます。

#### (北原会長)

ありがとうございました。今、土井委員から計画してきたものというのはどうなっているのかというのをみんな見なければならないとありました。逆に言いますと、今の時代に合わなくなってしまった計画を見直さないといけないものがあるかと思います。その中で一番分かりやすいのが都市計画道路の見直しです。

かつて国交省は一度書いたものは絶対消させなかったのです。その最たるものが黒石のこみせ通りです。こみせ通りもかつて都市計画道路が引かれてまして、昭和 26 年ですけれども。あそこを両面交通にして、こみせを全部後ろに下げろと。嫌がる場合にはこみせを壊すという話でした。あまりにひど過ぎたので黒石では誰もそれをしなかったのです。それから50 年経った平成十何年にそれをやっと廃止しました。そのおかげで伝建地区となりました。

みんなわかっているのだけれど、国が決めた計画だからといって、その計画の線を外せなかったのですね。本日の資料にある緑色の線は止めたものですよね。そういう意味ではやめるかどうかも都市計画に大事だから。意味がないのではないかとか、あんまり計画に引っぱられないでやっていくのも都市計画審議会の大事なことだと思うので、そういう意味で、さっき土井委員がおっしゃたような、実際どうなっているのかということについて勉強しながら、それが本当にいまやる意味があるのか、あるいはもっとやるべきなのかを考えるべきだと思います。その辺りについてこの会議で議論できたらと思っています。

都市計画審議会は、計画を進めていくという話もあるし、見直していくということも当然 議論もしなければならないので、そういった議論ができたらと思いますので、よろしくお願 いします。

他にありますか。よろしいでしょうか。

今日は、とにかくそういったものだという話と、ポジティブに皆さんと議論がしたい話を お伝えできたらいいなと思いました。以上で、本日の会議は終了といたします。

それでは私の進行はここで終わりまして、事務局にお返しします。

#### (事務局)

本日は、皆様ありがとうございました。

なお、委員の皆様で、まだ委員報酬等の手続きがお済みでない方は、係の者が参りますの で、しばらくお待ちください。

また、お車でお越しの方で、まだ認証がお済みでない方は駐車券を係の者にお渡しください。

【午前11:05 閉会】

署名者	